

二層分化するフリーランスの生活 「『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査 研究委員会」(2017年調査) アンケートより

連合総研事務局長 平川 則男

I 「『曖昧な雇用関係』の実態と課題に 関する調査研究委員会」について

連合総研は、2015年に、「『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究委員会」(主査:浜村彰(法政大学法学部教授))を設置し、「働き方の多様化と法的保護のあり方」と題する報告書を2017年に発刊した(以下「2017年報告書」)。この研究会は、「曖昧な雇用関係」(雇用か委託、個人請負か不明確な契約関係など)で就業する人に対する保護は不十分であり、また今後、このような就業は増大していくのでは、との問題認識のもとで発足した。また、インターネットアンケート調査(以下「2017年調査」)を実施し、個人請負事業者およびクラウドワーカーの就業実態を把握している。

調査時期・期間:2017年5月12日～17日

調査手法:インターネット調査

調査対象・規模:インテージ・ネットモニターに事前調査を実施。事前調査の結果から、条件に当てはまった3,880人に本調査を実施した。サンプル抽出にあたっては、出現率の低いクラウドワーカーのサンプルを確保し、その後、個人請負就業者のサンプルを抽出している。

本稿では、2017年調査のうち、個人請負就業者のサンプル(n=2,312)を使い、現在、研究が進められている、「フリーランスの実態に関する調査研究委員会」(主査:呉学殊(JILPT特任研究員))における、厚生年金の適用可能性の分析の前段として、フリーランスの生活実態について簡単に分析を行った。

ただし、2017年報告書の主眼は、就業実態の分析であったため、2017年調査では、「生活」という視点からの設問が少なく、フリーランスの生活の全体像をつかむには限界があった。

活用した設問は以下の通りである。

Q36 あなたが、現在の働き方を選んだ理由としてあてはまるものをすべてお選びください。(回答はいくつでも)

- 1 自分の能力・スキルを活かせるから
- 2 仕事の時間帯を自分で決められるから
- 3 少ない労働時間でも仕事ができるから
- 4 仕事以外の自分のやりたいこと(夢など)に時間を割くことができるから
- 5 自宅など自分が望む場所で仕事ができるから
- 6 お金を多く稼ぐことができるから
- 7 正社員になれないから
- 8 職場の上下関係・人間関係に煩わされたくないから
- 9 育児との両立をしたいから
- 10 介護との両立が必要だから
- 11 定年のため
- 12 その他 具体的に:

Q38 あなたは、これから5～6年先、今の仕事や働き方を続けていこうと考えていますか。最もあてはまるものをお答えください。(回答は1つ)

- 1 今の仕事を、今のような雇用されない立場でできるだけ長く続けて行きたい
- 2 今のような雇用されない立場で、別の仕事をしたい
- 3 機会があれば雇用されて働きたい
- 4 今の仕事で事業を大きくしたい
- 5 別の仕事を起業したい
- 6 働くこと自体をやめたい

Q48 あなたの世帯の状態としてあてはまるものをお選びください。(回答は1つ)

- 1 自分が主たる家計支持者で、受託の仕事が主な収入源である
- 2 自分が主たる家計支持者であるが、主な収入源は他にある
- 3 自分以外の家族の収入が、世帯の家計を支えている

[属性]世帯税込年収

- 1 100万円未満、2 200万円未満、3 300万円未満、
- 4 400万円未満、5 500万円未満、6 600万円未満、
- 7 700万円未満、8 800万円未満、9 900万円未満、
- 10 1,000万円未満、11 1,200万円未満、
- 12 1,500万円未満、13 2,000万円未満、
- 14 2,000万円以上

***年代**

- 1 20-29歳、2 30-39歳、3 40-49歳、4 50-59歳、
- 5 60-69歳、6 70-75歳

2 フリーランスの世帯税込年収について

まずは、フリーランスの年収についてみてみたい。
 図1の通り、2017年調査の世帯税込年収階層の割合をみると、200～300万円未満、300～400万円未満、400～500万円未満がそれぞれ15%程度となっており、200万円から500万円未満が比較的多くなっている。それを国民生活基礎調査(2019年)の所得¹調査のうち、就労者が多いと想定される「高齢者世帯以外の世帯所得」と比較した。2017年調査は、国民生活基礎調査と比較

して、1,000万円以上の高所得世帯が比較的少なく、500～900万円未満の「中間層」においては、ほぼ同じ割合となっている。一方、300万円未満を合計すると、2017年調査では25.3%、国民生活基礎調査では18.6%となっている。ただし、調査対象、調査方法がそれぞれ、大きく違うことに留意する必要がある。

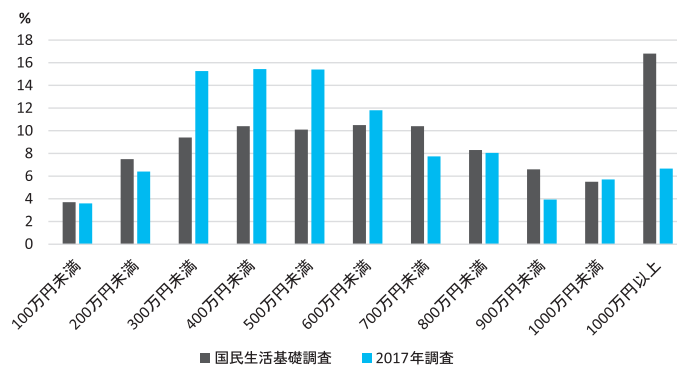
3 専業フリーランスと副業フリーランスについて

それでは、この2017年調査から、専業に近いフリーランスと、副業と思われるフリーランスの世帯税込年収の比較を行ってみたい。

ここでは、「自分が主たる家計支持者で、受託の仕事が主な収入源である」と回答した者(n=1,492)を専業に近いフリーランスとし、「自分が主たる家計支持者であるが、主な収入源は他にある」(n=422)と回答した者を、副業と思われるフリーランスと定義したい。なお、「自分以外の家族の収入が、世帯の家計を支えている」のはn=398であるが、ここでは分析をしない。

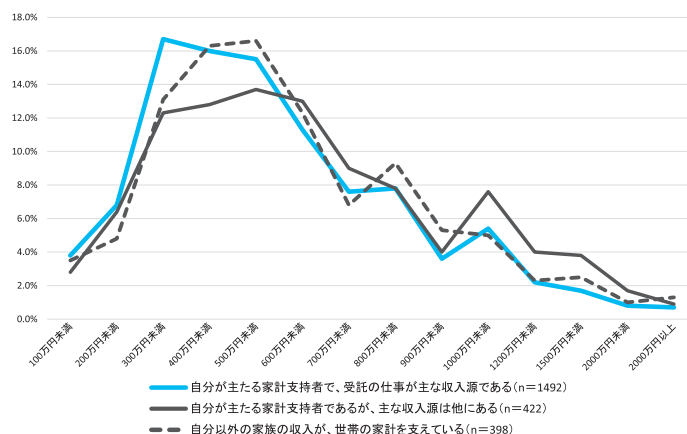
そこで、それぞれの世帯税込年収を分析してみると(図2)、専業に近いフリーランスの世帯税込年収は、

図1 国民生活基礎調査の世帯所得と2017年調査との世帯税込年収割合の比較



出所 国民生活基礎調査(2019年 高齢者世帯以外の世帯)と 2017年調査から筆者作成

図2 2017年調査、家計支持者別の世帯税込年収割合



出所 2017年調査から筆者作成

副業と思われるフリーランスと比較して、相対的に低い結果となっている。特に300万円未満のグループは、専門に近いフリーランスの中の27.3%を占めている一方、副業と思われるフリーランスは21.6%となっている。

一方で、1,000万円以上の世帯税込年収を得ている者は、専門に近いフリーランスのうち5.5%、副業と思われるフリーランスのうち10.4%を占めている。

これらから言えるのは、専門に近いフリーランスの生活実態は、副業と思われるフリーランスと比較して、若干厳しい傾向にあることが窺える。

また、**図3**では、専門に近いフリーランスと副業と思われるフリーランスのそれぞれの年代別の割合を比較した。結果は、副業と思われるフリーランスのうち、60歳以上の高齢者が38.6%を占めていることがわかった。そこで、60歳以上のフリーランスの世帯税込年収を比較した。

図4では、専門に近いフリーランスよりも副業と思われるフリーランスの方が、相対的に世帯税込年収

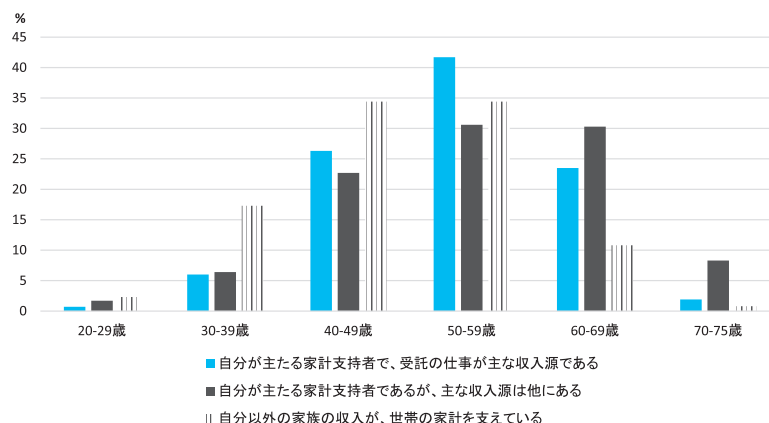
割合が高いことを示し、特に世帯税込年収1,000万円以上については、差がみられる。この理由については、老齢厚生年金を受給しながらフリーランスという働き方をしている者もいると想定もできるが、旧厚生年金についてみると、基礎年金を含む支給額で、老齢相当で男性は月額16~20万円にとどまっている²ことから、それが主たる要因とは考えられない。また、厚生年金未加入もしくは短期間であった者が多い可能性もあり、年金が主たる収入源とは考えにくい。これらのことを考えると、不明な点が多い結果となっている。

4 フリーランス内の二層分化

2017年調査では、積極的にフリーランスという働き方を選択しているのか、様々に事情があって「やむをえず」フリーランスとして働いているのかが、一定、判断できると思われる設問がある。

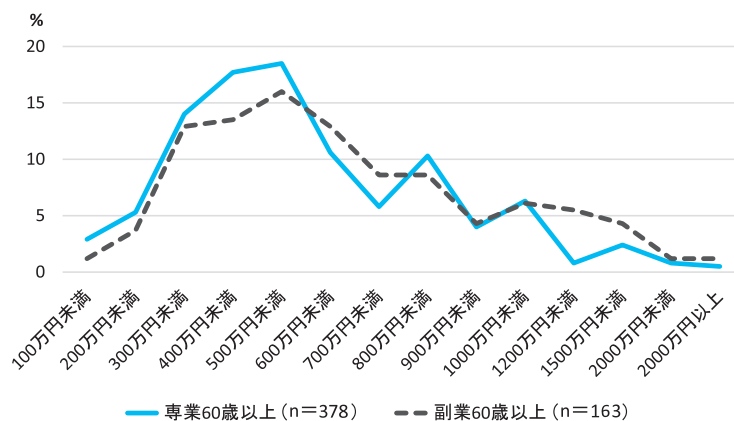
積極的にフリーランスという働き方を選択していると判断できる設問のうち、最も回答が多かったのは、

図3 2017年調査、主たる生計支持者（専門・副業別）・年代別割合



出所 2017年調査から筆者作成

図4 2017年調査、60歳以上の専門・副業のフリーランスの世帯税込年収割合



出所 2017年調査から筆者作成

「自分の能力・スキルを活かせるから」(61.0%)。続いて「仕事の時間帯を自分で決められるから」(48.1%)となっており、他に、「お金を多く稼ぐことができるから」(17.5%)などがある。

一方、「職場の上下関係・人間関係に煩わされたくないから」(18.8%)の回答も比較的多いが、この設問では、これを理由に積極的にフリーランスを選択しているのか、やむを得ず選択しているのかは不明である。

そこで、明らかに「やむを得ず」フリーランスとして働いていることが想定される設問は、「正社員になれないから」と考えられることから、この設問について分析した。ただし、正社員になれないからと回答したのは、回答者全体の4.7%にとどまっていることに留意する必要がある。なお、「育児との両立をしたいから」は2.3%と少なく、分析の対象から外している。

まず、フリーランスという働き方を選んだ理由別の世帯税込年収を分析した(図5)。「正社員になれないから」という理由でフリーランスとなっている者のうち、世帯税込年収が300万円未満の者は計36.1%に達し、「自分の能力・スキルを活かせるから」や「お金を多く稼ぐことができるから」の選択肢と比べて、世帯税込年収が低いことがわかる。一方で、「お金を多く稼ぐことができるから」と回答した者は比較的、年収が高い傾向があり、世帯税込年収が1,000万円以上の者が17.9%を占めている。同じフリーランスというカテゴリの中にも、フリーランスという働き方を選択する理由によって、世帯税込年収の二層化がみとれる。

次に、フリーランスとなった理由と今後の働き方の意向についてクロス集計したのが図6である。

2017年調査では、全体的にフリーランスという働き方の満足度が高い傾向にあり、今の働き方を継続したい者が多数派となっている。特に、「正社員になれないから」「育児との両立をしたいから」「介護との両立が必要だから」と、フリーランスで働くことを選ぶには、ややネガティブな設問においても、現在の立場で働きたいと回答する者が多い。この理由については、そもそも正社員を諦めているのか、フリーランスという働き方に意義を見出しているかは不明である。

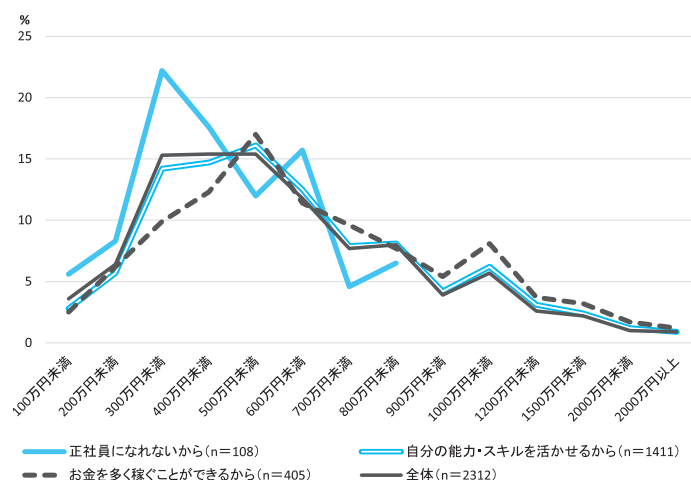
一方で、「正社員になれないから」「育児との両立をしたいから」と回答した者のうち、雇用労働を希望する割合が比較的高い。健康や障害など、何らかの理由で正社員を諦め、フリーランスという働き方を選択している者が一定数いることが示唆される。

5 まとめ

全体的にフリーランスで働いている者は、仕事に対する肯定感が高く、将来的にもフリーランスを続けたいと考える者は8割に上る。特に、「お金を多く稼ぐことができるから」、「自分の能力・スキルを活かせるから」と回答した者は比較的安定した世帯税込年収を得、フリーランスという働き方に対して肯定的であると言える。ただし、「安定した生活」という視点からみると、雇用される者と比較して、やや厳しい状況にある可能性がある。中でも、正社員になれないなど、何らかの事情があってフリーランスとなっている者については更に厳しい状況がうかがえる。

また、フリーランスという働き方を選択する理由については、知識・技能を活用できる、お金を稼ぐことができるという積極的な意識を持つ人が多い一方

図5 2017年調査、働き方を選んだ理由別・世帯税込年収割合



* 理由については、複数回答としている。

出所 2017年調査から筆者作成

図6 2017年調査、フリーランスとなっている理由と今後の意向

	今の仕事を、今の ような雇用され ない立場で できるだけ長く 続けていきたい	今のよう な雇用され ない立場で、別 の仕事をした い	機会があ れば雇用 されて働 きたい	今の仕事 で事業を 大きくし たい	別の仕事 を起業し たい	働くこと自 体をやめ たい
総計(n=2312)	58.4%	6.8%	8.6%	9.0%	5.3%	11.9%
自分の能力・スキルを活か せるから(n=1411)	66.8%	5.7%	6.7%	8.6%	3.6%	8.6%
仕事の時間帯を自分で決 められるから(n=1111)	66.1%	7.2%	7.5%	6.2%	3.5%	9.5%
少ない労働時間でも仕事が できるから(n=565)	61.8%	8.1%	8.7%	6.2%	4.2%	11.0%
仕事以外の自分のやりたい こと(夢など)に時間を割くこ とができるから(n=392)	59.4%	10.2%	7.9%	8.2%	4.3%	9.9%
自宅など自分が望む場所で 仕事ができるから(n=761)	64.4%	6.0%	8.0%	7.9%	3.8%	9.9%
お金を多く稼ぐことができ るから(n=405)	61.5%	6.2%	6.4%	9.1%	7.7%	9.1%
正社員になれないから (n=108)	42.6%	6.5%	23.1%	8.3%	5.6%	13.9%
職場の上下関係・人間関係 に煩わされたくないから (n=435)	66.0%	6.9%	8.3%	4.6%	3.4%	10.8%
育児との両立をしたいから (n=54)	46.3%	11.1%	24.1%	7.4%	5.6%	5.6%
介護との両立が必要だから (n=69)	58.0%	8.7%	11.6%	5.8%	10.1%	5.8%
定年のため(n=88)	52.3%	2.3%	2.3%	8.0%	6.8%	28.4%
その他(n=65)	53.8%	6.2%	13.8%	7.7%	4.6%	13.8%

出所 2017年調査から筆者作成

で、多くはないものの、正社員になれないなどのやむを得ない事情を抱えている人、もしくは、その両方の事情を持つ者など多様である。

このように、2017年調査では、フリーランスの多様な一面が見られたものの、将来に対する不安や生活設計に対する意識については、不明な点が多い。このようなことから、今後、フリーランスという働き方に対する意識と、現在の生活及び将来に対する不安などについて、実態を把握し、どのようなセーフティネットが必要か、検討していくことが求められている。

- 1 「国民生活基礎調査2019年調査」の所得とは、2018（平成30）年1月1日から12月31日までの1年間の所得。世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- 2 公的年金財政状況報告 - 令和4(2022)年度-2024年3月 社会保障審議会年金数理部会